

令和3年度答申第6号  
令和3年4月26日

諮問番号 令和3年度諮問第3号（令和3年4月16日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求に係る処分は、継続的事実行為であるから、諮問に当たっては、諮問時において当該処分を継続していることの適法性及び妥当性を判断する必要があるにもかかわらず、審査庁は、その判断をするのに必要な調査検討を尽くしていない。審査庁においては、上記の調査検討を尽くした上で、再度諮問をすべきである。

## 理 由

- 1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A知事（以下「処分庁」という。）から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）29条1項の規定に基づき、入院措置の処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、これを不服として審査請求をした事案である。
- 2 本件と同様、精神保健福祉法29条1項の規定に基づく入院措置の処分を不服とする別件の審査請求に関する厚生労働大臣（以下「審査庁」という。）からの諮問（令和2年度諮問第89号）に対し、当審査会は、令和3年3月4日、「本件処分は、継続的事実行為であるから、その違法性・不当性の判断の基準時は、裁決時（ただし、諮問の際は諮問時、答申の際は答申時と読み替える。

(中略) ) と解すべきである。」との判断を示した上で、「本件審査請求に係る処分は、継続的事実行為であるにもかかわらず、審査庁は、本件審査請求の対象を当該処分の審査請求提起時点までの部分に限定し、その部分のみの適法性及び妥当性を検討しているだけであるから、本件審査請求については、必要な調査検討が尽くされてない。審査庁においては、当該処分の審査請求提起時点後の部分についても調査検討を尽くした上で、再度諮問をすべきである。」との答申（令和2年度答申第78号）をしている。

3 そこで、以下、本件において審査庁が諮問時における本件処分の適法性及び妥当性を判断するための調査検討を尽くしているかについて検討する。

(1) 審査庁は、諮問説明書において、①「(審査) 請求人に係る診療録及び看護記録によれば、処分開始から弁明時点までの間、主治医及び精神保健指定医、並びに病院職員による頻回の診察が行われているところ、「入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認めるに至った」事実は認められず、その他の処遇等についても違法又は不当な点は認められない。」とし、②次に、審査請求人が精神保健福祉法38条の4の規定に基づいてした退院等の請求に対するB精神医療審査会の審査結果（以下「精神医療審査会の判定」という。）、処分庁が精神保健福祉法38条の6第1項に基づいてした審査請求人の病状診察の結果（以下「病状診察の判定」という。）及び精神保健福祉法38条の2第1項の規定に基づき処分庁に対してされた審査請求人の病状に関する定期病状報告（以下「初回の定期病状報告」という。）についてのB精神医療審査会の判定の結果（以下「初回の定期病状報告の判定」という。）を引用した上で、「このように、(審査) 請求人については、本件処分の開始時から継続して入院が必要な状態が続いていると判定されており、処分を終了できる状態にあったとは認められない。」としている。

(2) しかし、審査庁が上記(1)の①において言及している「診療録及び看護記録」は、処分庁が弁明書（令和2年12月15日付け）に添付して提出した審査請求提起日（同年9月18日）までのものにすぎず、審査庁がその後の診療録及び看護記録を処分庁から提出させて、その内容を調査検討した形跡は認められない。したがって、本件では、審査請求提起日後の審査請求人の言動や主治医等による診察の内容を確認することができない。

また、審査庁が上記(1)の②において引用している「判定」をみると、精神医療審査会の判定に係る審査は令和2年10月26日に、病状診察の判

定に係る診察は同年11月9日にされている。また、初回の定期病状報告の判定は、令和3年2月22日にされているが、初回の定期病状報告に係る診察は、令和2年11月10日に実施されたものである。したがって、これらの判定は、いずれも令和2年11月までの審査請求人の病状を判断したものである（なお、これらの判定に係る書類も、処分庁が弁明書に添付して提出したものである。）。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）19条3項ただし書によれば、定期病状報告は、初回と2回目については、入院年月日から起算して3か月ごとにしなければならないとされているから、審査請求人については、処分庁に対し、2回目の定期病状報告が令和3年2月中旬にはされているはずである。そして、本件諮問は、令和3年4月16日付けでされているから、審査庁は、2回目の定期病状報告を処分庁から提出させて、その内容を調査検討することができたはずであるが、この調査検討をした形跡も認められない。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したことに、審査庁が処分庁から弁明書及びその添付書類の提出を受けた約4か月後に本件諮問をしていることを考え併せると、審査庁が諮問時において本件処分の適法性及び妥当性を判断するための調査検討を尽くしているとは到底いうことができない。

4 以上によれば、上記2の別件に続いて、本件でも、審査庁は、精神保健福祉法29条1項の規定に基づく入院措置の処分の違法性・不当性の判断の基準時を踏まえた必要な調査検討を尽くしていない。

したがって、審査庁においては、追加の資料（審査請求提起日後の診療録及び看護記録、2回目の定期病状報告等の直近の時点までの審査請求人の病状を判断することができる資料）を処分庁から提出させ、その内容について調査検討を尽くした上で、再度諮問をすべきである。

5 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美